

## 技術等評価表

**件名: 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業  
(②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成)**

※1 基礎点: 配点( )は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」とする。

※2 加点: 基礎点以外の項目は評価基準に応じて、加点対象となる。

※3 集計方法: 技術等審査委員会の委員毎が評価した得点を平均(小数点第2位未満を切り捨て)して行う。

得点配分 技術点: 価格点=100:60

評価項目	評価基準	仕様書 番号	配点	
			〇は必須項目 他は加点対象	A実施体制等 B専門性等
<b>1. 業務実施方針等</b>				
(1)業務内容の妥当性、独創性	① 仕様書に示した内容について、全て提案されており、かつ、当事業の前提条件や特徴について適切な認識を持っているか。	全体	(4)	A
	② 仕様書に示した項目毎に、その内容が具体的に示されているか。 【4段階評価】 具体的に示されている(5) 概ね具体的に示されている(4) 一部具体性に欠ける(2) 具体性に欠ける(0)		5	B
	③ 仕様書に示した内容以外に、独自の具体的な提案がされているか。 【具体的な提案1件につき1点、最大5点。なお、具体性がないもの又は的を外しているものは0点とする。】		5	B
(2)実施方法の妥当性、独創性	① 仕様書に示した項目について、実施方法が全て提案されているか。	5(2)ないし (4)	(4)	A
	② 仕様書で示した各業務内容(業務実施計画の作成、学校外(首長部局)のいじめ解消アプローチのモデルケース開発・実証の助言・支援、開発・実証の効果検証及び汎用化モデルの作成、いじめ対応(首長部局職員向け)研修コンテンツの作成)の実施方法等の提案内容について、効率的かつ効果的で、実現可能性が見込まれるものとなっているか。 【4段階評価】 すべて効率的であり、かつ、実現可能性が見込まれる(10) 概ね効率的であり、かつ、実現可能性が見込まれる(5) 実現可能性が見込まれる(2) 実現可能性に欠ける(0)	5(1)ないし (4)	10	B
	③ 仕様書で示した各業務内容(業務実施計画の作成、学校外(首長部局)のいじめ解消アプローチのモデルケース開発・実証の助言・支援、開発・実証の効果検証及び汎用化モデルの作成、いじめ対応(首長部局職員向け)研修コンテンツの作成)の実施方法等の提案内容について、業務に関する幅広い知見・ネットワークを活用して効果的かつ独創的なものとなっているか。 【4段階評価】 すべて効果的であり、かつ、独創的な内容が示されている(10) 概ね効果的であり、かつ、独創的な内容が示されている(5) 一部効果的であり、かつ、独創的な内容が示されている(2) 効果的、かつ、独創的な内容が示されていない(0)	10	B	
(3)作業計画の妥当性、効率性	① 業務の全体作業スケジュールに無理がなく、当事業の目的達成の実現性はあるか。	5(1)	(4)	A
	② 当事業の目的達成のために、作業手順及び進捗状況の報告のタイミング等の日程が効率的であるか。 【4段階評価】 効率的な内容が示されている(10) 概ね効率的な内容が示されている(5) 一部効率性に欠ける(2) 効率性に欠ける(0)		10	A
<b>2. 組織の経験・能力</b>				
(1)類似業務の経験	① 過去に、いじめに関する調査研究を実施したこと、いじめ防止対策において一定の成果を出し、当該成果を導入する自治体があるなどの実績があるとともに、それに伴って必要となる人員等の体制構築に関する業務等を実施したことがあるか。	全体	(2)	A
	② 過去に、同様の業務等を実施したことがあるか。【1件につき2点、最大8点】		8	A
	③ 過去に、国が発注したいじめの調査研究や、それに伴って必要となる人員等の体制構築に関する業務等を実施したことがあるか。		(2)	A
	④ 過去に、同様の業務等を実施したことがあるか。【1件につき2点、最大8点】		8	A
(2)組織としての実施能力	① 業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。また、業務体制図が示されているか。(再委託先を含む(※)) ※再委託先については、別途受託事業者から申請の上、認可することとなるため、体制図に示されていても、必ずしも認められるわけではありません。	11(3)及び (4)	(4)	A
	② 円滑な事業遂行のための組織体制が組まれているか。		(4)	A
<b>3. 業務従事者の経験・能力</b>				
(1)類似業務の経験	業務の実施体制において、過去に、自治体の第三者調査委員として個別事案の対応を行ったこと、いじめの調査研究やそれに伴って必要となる人員等の体制構築に関する業務等に参画した実績のある者が含まれているか。	11(4)	5	B
(2)業務従事者の能力	業務実施に必要な知識・経験を有しているか。		5	B

評価項目	評価基準	仕様書 番号	配点	
			①は必須項目 他は加点対象	A実態体制等 B専門性等
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				
	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1段階目(※1) 2点</li> <li>・ 2段階目(※1) 3点</li> <li>・ 3段階目(※1) 4点</li> <li>・ プラチナえるぼし 5点</li> <li>・ 行動計画(※2) 1点</li> </ul> <p>(※1)労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 (※2)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ くるみん(平成29年3月31日までの基準) 2点</li> <li>・ くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 3点</li> <li>・ くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 3点</li> <li>・ トライくるみん 3点</li> <li>・ プラチナくるみん 5点</li> </ul> <p>青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユースエール認定 4点</li> </ul> <p>(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。) * 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	全体	5	A
5. 賃上げの実施を表明した企業等				
	<p>【大企業】 事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 ※別紙1の1「従業員への賃金引上げ計画の表明書(大企業用)」を提出すること。</p> <p>【中小企業等】 事業年度において、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 ※別紙1の2「従業員への賃金引上げ計画の表明書(中小企業等用)」を提出すること。</p>	全体	5	A
合 計	基礎点 / 種別A		(24)	60
	加点 / 種別B		76	40
	合計		100	100